

I 子どもの「生きる力」を育む

1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

自己有用感を持ち、自分と他人を大切にできる子どもの育成をめざし、人格形成の基礎である幼児期教育の充実、保幼小中の連携に取り組みます。また、一人ひとりが大切にされるインクルーシブ教育の推進に向けた特別支援教育の充実に努めるとともに、子どもの問題行動、いじめや不登校などに対しては、学校園と市教育委員会が連携した速やかな対応とともに、適切に支援できる体制を整備し、いじめの根絶や、一人ひとりの子どもたちにとっての居場所づくりを進めます。

施策（1） 幼児期の教育・保育の質を高めます【重点施策1】

家庭や地域の教育力の低下が指摘されている中、幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

生活や遊びを通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、子どもが生きていくための基礎を培うことや、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育が重要となっています。

そのため、幼児教育内容の充実、教職員の資質と専門性向上のための取組の核となる幼児教育センターを中心として、公立・私立合同での研修を含め、幼稚園・保育所（園）・認定こども園における、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実をめざした研修体制を充実します。また、幼児教育・保育について専門的な知見や豊富な実践経験を持つ「保育・教育アドバイザー」を活用し、幼児教育・保育の質の向上につなげます。

さらに、保幼小中の連携に取り組み、幼児期から義務教育期間の子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を進めます。

【主な取組】

○公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園との連携

公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園の日常的な交流を実施するとともに、共通カリキュラムの活用を促し、就学前の教育・保育の充実を図ります。また公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園での合同研修を実施し、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。

○保育・教育アドバイザーの就学前施設への訪問・アドバイス

保育・教育アドバイザーが定期的に就学前施設を訪問し、保育内容や教材等についてアドバイスをを行うと共に、教職員の相談に対応します。また、特別な支援を要する子どもへの適切な関わり方について、助言を行います。

○保幼小中連携教育推進事業

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の教職員が、子どもの育ちや学びの連続性を重視した教育を展開することで、「小1プロブレム」「中1ギャップ」を解消し、生きる力の基礎となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。また、就学前教育と義務教育への滑らかな接続に向けて作成した「TAKARAっ子ジョイントカリキュラム」を活用します。

○幼児教育センターを核とした就学前教育の推進

就学前教育の充実に向け、教職員の資質向上を図るための拠点として設置した幼児教育センターを中心に研修・研究に努めます。また、小学校教育との連携や就学前の特別支援教育の充実を図ります。

○就学前教育における合同研修会の開催

公立幼稚園・保育所（園）・認定こども園での合同研修を推進し、就学前教育の相互理解と連携を深めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・保幼小中の積極的な連携が図られているか・保育士・教諭の資質向上が図られているか	<ul style="list-style-type: none">・合同研修会参加者の学びの理解度（評価）・子ども同士の交流活動実績・つながろう！プレ1年生の子どもの満足度 など



幼稚園でのごっこ遊び



小浜っこだいこ

I	II
III	IV

施策（２） 特別支援教育を充実させます

学校においては、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、通常学級にもさまざまな教育的ニーズのある子どもたちが在籍しており、特別支援教育を成果のあるものにするためには、個々の教員の努力だけでなく、学校園全体で組織的に取り組むことが重要です。そこで、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を図るとともに、各校種及び福祉等関係施設との連携を進め一貫した支援を行い、子ども支援サポーター、「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置や学校園訪問相談事業の展開により、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が実施できる体制の整備を図ります。

また、子どもの特性に応じた指導や教材を工夫するとともに、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の連携や、子ども発達支援センターをはじめとした福祉等関係機関との連携を進め、一貫した継続的な支援ができるように取り組みます。

特別支援教育の推進については、教職員が一人ひとりの子どもを見る目を養い、発達障碍（がい）等に関する基礎的な知識・技能を取得し、きめ細やかな指導ができるようになることで、特別な支援を必要とする子どもだけでなく、すべての子どもがいきいきと学び成長できる学校園づくりをめざします。

【主な取組】

○子ども支援サポーター配置事業

心理サポーターの配置により、学校生活や集団生活において支援の必要な子どもに寄り添い、心の安定を図るために個別の支援を行うとともに、学校への行きづらさの軽減や、対等で好ましい友達関係の構築を図ります。また、教室に入りにくい不登校傾向のある子どもに対して、別室で個別の支援を行う別室登校指導員や、支援の必要な生徒が中学校入学時によりよいスタートができるよう、個別の支援を行うコーチングサポーターなどの配置を進めます。

○「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置

聴覚に障碍（がい）のある子どもを含む特別な支援の必要な子どもに対し、それぞれの教育的ニーズに応じた個別の支援を行います。

○学校園訪問相談事業

大学教員や医師等の専門家が学校園を訪問し、発達障碍（がい）などの子どもへの支援のあり方について、教職員に対してアドバイスを行います。

○巡回相談

市立養護学校の専任コーディネーター、県立特別支援学校の教諭、市内通級指導担当や、言語聴覚士、作業療法士などの専門性のある教職員が学校園を訪問し、特別支援学級や発達障碍（がい）などの子どもへの支援のあり方について、教職員に対してアドバイスを行います。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童生徒に対して、個に応じた、きめ細かい教育が行われているか ・教員の特別支援教育に対する理解が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童生徒への支援率 ・巡回相談実施回数 <p style="text-align: right;">など</p>

施策（３） 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います【重点施策２】

規範意識の低下、家族のあり方の変化、社会構造の多様化・高度化など、子どもを取り巻く社会環境は刻々と変化しており、いじめ問題、問題行動の低年齢化、不登校の問題など課題は山積しています。問題の解決においては、課題を共通認識し、組織として対応していくことや、学校園・家庭・地域の連携を強化し、信頼される学校園づくりにつなげることが必要です。

いじめの問題については、「宝塚市いじめ防止等に関する条例」、「宝塚市いじめ防止基本方針」、「宝塚市いじめ問題再調査委員会報告書」及び「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」に基づき、いじめの根絶のための学校組織の見直しや教職員の研修に取り組みます。不登校に関しては、きめ細やかな支援と関係機関との連携に努めるとともに、教育支援センター（適応指導教室）等の支援内容も充実させながら、一人ひとりの子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。

家庭や関係機関との連携により問題行動を未然に防止することや、保幼小中のさらなる連携、要保護対策地域協議会との連携、教職員の研修により、問題行動やいじめ・不登校の減少、児童虐待の防止に努めます。

また、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置の充実を図るとともに、学校内でコーディネーターの役割を果たせる教員の養成を進めるなど、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校における相談体制の構築及び充実を図ります。さらに、いじめ・体罰・こども安全ホットラインを設置し、幼児や児童生徒のこころの悩み等の解消や、子どもの SOS の早期発見を図ります。

【主な取組】

○教育相談事業

子どもの健やかで安心な生活を守るために、適応や発達面などの教育上の諸問題や心理的な問題に対応するため、保護者、子どもを対象に相談活動を行います。また、子ども理解を深めるために、学校や関係機関と情報交換を行い、子どもや保護者が安全・安心で健やかな生活を送れるよう連携を図ります。

○教育支援センター（適応指導教室）運営事業

不登校児童生徒の居場所づくりとともに、社会的自立のための力を高めるため、教育支援センター（適応指導教室）の充実を図り、小学生を対象とした拠点施設の整備を進めます。

○子ども支援サポーター配置事業（再掲 [P. 16]）

○「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置

学習面で支援の必要な子どもが豊かな学校生活を過ごせるように、それぞれの教育的ニーズに応じた個別の支援を行います。

○訪問指導、不登校児童生徒支援連携会議等による連携

訪問指導員が、定期的に学校を訪問して長欠児童生徒について教職員と情報交換して、個々の児童生徒への適切な対応について話し合います。会議で情報を共有しながら、支援方針等について協議・連携して支援を行っていきます。

○教育委員会事務局でのいじめ防止等対策担当チームの設置

市教育委員会内において、いじめに対応するためのチームの機能強化を図り、学校におけるいじめ認知や初期対応、重大事態対応に係る教職員のスキルの向上とチームで取り組む仕組みづくりを進めるとともに、児童生徒のいじめの認識や相談の大切さといった意識の向上を図ります。

○いじめアンケートの実施

いじめの早期発見、早期対応を行うため、全校統一のいじめアンケートを各学校で実施し、得られた情報をもとに、いじめ対応を進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への、きめ細かい指導・支援が図られているか ・いじめについて、学校・家庭・地域で連携が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター利用生徒の進路決定率 ・新規不登校児童生徒出現率 <p style="text-align: right;">など</p>

施策（４） 学びの機会均等を保障します

経済状況が停滞する中で、人々の生活状況も大きく変化し、経済的に厳しい家庭が増えてきています。また、安定した教育環境を整備していくことが必要であり、すべての子どもたちに等しく教育環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支援していくことが必要です。

そのため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を対象にした就学援助を行い、保護者負担の軽減に努めるとともに、外国籍住民や帰国児童生徒に対して、母語を大切にしながら日本語の指導等を行い、子どもたちの育ちを支援していくため、子どもたちの学びの機会均等に努めながら、あわせてICT機器を活用した指導方法についても検討していきます。

【主な取組】

○日本語の不自由な幼児や児童生徒へのサポーター派遣事業

日本語が不自由な外国籍及び帰国児童生徒の日本語指導や母語を理解できるサポーターにより学校園生活の支援を行います。

○就学援助費の支給

経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、通学用品費等の援助を行います。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・経済的に厳しい家庭に対して、安定した教育環境が整備されているか・日本語が不自由な幼児や児童生徒に対して学習や生活の支援が図られているか	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の就学援助率・日本語が不自由な幼児や児童生徒に対する支援実績 など



2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

学力の基礎基本の確実な定着は、子どもたちの「生きる力」をつける土台になるものです。全国学力・学習状況調査結果を活用し、各学校の課題克服に向けた施策を充実させ、地域や学校の実態に合わせた適切な教育課程が編成できるよう支援をします。また、少人数授業のいっそうの活用のほか、教材や指導内容の創意工夫により、子どもたちが学ぶ楽しさを体感できるよう努めるとともに、教職員の授業力向上のため、保幼小中の連携も含めた研修・研究体制を充実させます。

施策（1） 基礎基本を確実に定着させます

子どもたちの「生きる力」を育むうえで、基礎基本の確実な定着は、欠かすことのできない要素です。特に、その学年の子どもが身に付けておかねばならない学力を確実に定着させることは重要です。

子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識や技能の習得にとどまらず、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力など多様な能力を育むことが必要です。

そのため、学校において効果的な取組を実践できるよう、全国学力・学習状況調査の結果を活用して支援体制を構築するほか、教職経験者や教職をめざす大学生等が指導補助員として学習補充の支援を行うスクールサポーター事業や、放課後学習「たからづか寺子屋事業」の展開により、子どもたちの学びの支援を行います。

学校においても、各学年・各教科で、学ぶ喜びや達成感が味わえるように指導方法の工夫・改善に取り組むなど、きめ細やかな指導の充実により、子どものやる気を引き出します。

【主な取組】

○スクールサポーター事業

教職経験者や学生等のボランティアを小・中学校に派遣し、授業補助等を行い、児童生徒の基礎学力の定着を図ります。

○日本語の不自由な幼児や児童生徒へのサポーター派遣事業（再掲 [P. 19]）

○全国学力・学習状況調査結果の活用

児童生徒質問紙の結果を生かし、子どもたちの生活習慣の改善・家庭学習の習慣化をめざします。家庭学習の手引き「TAKARAっ子 スタディ・ナビ」を作成・配布し、活用を促します。

○放課後学習「たからづか寺子屋事業」の推進

各学校において、地域人材を活用した補習授業等の取組を行い、子どもたちの学習習慣と基礎学力の定着を図るとともに、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着が図られているか ・教員が指導方法の工夫・改善に取り組んでいるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査での主要教科における国や県平均との比較など

施策（２） 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します【重点施策３】

子どもたちが確かな学力を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を伸ばすとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。また、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れたり、子どもたちが意欲的に学習に取り組めるようタブレットパソコンを活用したりするなど、創意工夫による指導内容を研究し、実践することも必要となります。

そのため、少人数授業や複数担任による指導、小学校での教科担任制などの新学習システムをさらに推進することで、多くの教職員が児童生徒一人ひとりと関わり、児童生徒の個性や能力の伸長と基礎学力の向上につながるきめ細やかな指導を進めます。

また、「魅力ある授業」「わかる授業」の構築に向けて、教職員の授業力向上のために、保幼小中の連携も含めた研修・研究体制を充実させます。

【主な取組】

○新学習システムの活用

県教育委員会による新学習システム（少人数授業、小学校１年～４年生での３５人学級の実施、複数担任）による効果的な学習を推進します。

○兵庫型教科担任制の実施

兵庫型教科担任制の特色である、交換授業や少人数学習などの仕組みを活用した効果的な教育実践を図ります。

○自己表現力向上事業の推進

演劇関係者による演劇ワークショップを通じて表現力の向上を図ります。

○理数教育推進事業（後掲 [P. 33]）

○スクールサポーター事業（再掲 [P. 20]）

○放課後学習「たからづか寺子屋事業」の推進（再掲 [P. 20]）

○全国学力・学習状況調査結果の活用（再掲 [P. 20]）

○学校ICT機器の充実（後掲 [P. 53]）

○研究・研修事業

研修体制を確立して、教職員の授業力の向上をめざします。

○現職研修（後掲 [P. 46]）、パワーアップ支援室の充実等（後掲 [P. 43]）

【主な取組】

○体力向上プログラムの実施

体力向上に向けた運動プログラムを研究・策定し、児童生徒の体力向上に向けた取組を進めます。

○体力向上指導員、体育授業サポーターの派遣

本市の小・中学生の基礎体力を向上させるために指導員を派遣します。

○武道場整備事業

中学校保健体育において武道が必須であることに伴い、武道場の整備を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・児童生徒の体力・運動能力の向上に向け、保健体育の授業等を通じて工夫改善が図られているか	・小学校5年生における新体力テストの結果 ・中学校2年生における新体力テストの結果 など

施策（2） 子どもたちの健康的な成長と発達を支援します

子どもたちが学校園で過ごす時期は、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う大事な時期です。心身の調和のとれた発達を図るため、基本的な健康づくりや精神的ストレスを要因とする子どもたちの健康課題について、適切に対応することが必要です。また、学校園の教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた健康教育を推進していくことが重要です。

そのため、学校園の教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じた健康教育を推進していきます。

【主な取組】

○定期健康診断

子どもたちの健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施のため、定期健康診断を適切に実施します。

○学校保健会との連携

子どもたちの健康の保持増進を推進するため、学校保健会との連携を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・学校園において児童生徒の発達段階に応じた健康教育の充実が図られているか	・要治療児童生徒の医療機関受診率 ・学校保健大会の実施 など

施策（3） 安全・安心な学校給食を提供します

給食に対する保護者の関心は高く、安全で安心な学校給食を安定的に提供することが求められています。

また、近年はライフスタイルの多様化により、子どもの食習慣の乱れやそれに伴う健康への課題が生じているため、学校給食に地元産の食材を取り入れ、学校教育における「生きた教材」としての活用が求められています。

各学校で自校調理方式による給食を実施し、安全・安心はもとより、地場産物の活用、郷土食や行事食を取り入れることにより、食文化や地域への理解と関心を深められるよう献立内容の充実も図りながら、おいしく、バランスがとれた給食を提供します。特に、子どもたちにおいしいご飯給食を提供するために、自校炊飯による米飯給食を実施しています。

また、子どもたちにとって、給食が「食べる」だけでなく、食の生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深める機会になるよう、生産者団体等と連携して地元の農産物などを使用した地産地消の取組を進めます。

あわせて、食物アレルギー対応にも積極的に取り組み、研究を進めるとともに、教員の食物アレルギーに対する知識の向上にも取り組みます。

さらに、給食を、子どもたちが望ましい食習慣の形成や食生活における自己管理について学び、食材の供給や調理にかかわる人々への感謝する心を育むことができるような「生きた教材」として活用することで、食育の取組を推進します。

【主な取組】

○給食施設の設備整備

施設・備品の老朽更新を行います。

○地産地消の推進

地場産の食材を取り入れ、地産地消の推進に取り組みます。

○食育の推進

食育メニューを活用し子どもたちの食に関する意識を高め、健康で豊かな心を育成します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に地元産の食材を取り入れ、学校教育における「生きた教材」として活用が図られているか ・食文化や地域への理解と関心が深められるよう献立内容の充実が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育メニューの実施状況 ・地産地消の割合（品目数） <p style="text-align: right;">など</p>

施策（４） 基本的な生活習慣の確立をめざします

子どもたちが学校・家庭・地域でいきいきと生活していくためには、基本的な生活習慣を身につけることが大切です。

そのためには、家庭と連携しながら子どもの発達に応じた適切な指導を行い、基本的な生活習慣の確立を図ることが必要です。

生活習慣の基本である、十分な睡眠と朝食をとることの大切さを啓発し、一人ひとりの子どもたちが習慣化できるよう支援します。

また、あいさつをすることや、きまりを守ること等は、信頼に基づく人間関係を築き、将来にわたって社会生活を送る上で重要なことであるため、学校教育においても家庭と連携しながら進めていきます。

幼稚園・保育所（園）・認定こども園においても、「睡眠、食事、排泄、清潔、衣類の着脱」等の基本的な生活習慣の確立に向けて、子どもの発達に応じた適切な指導を行います。

【主な取組】

○早寝・早起き・朝ごはん運動

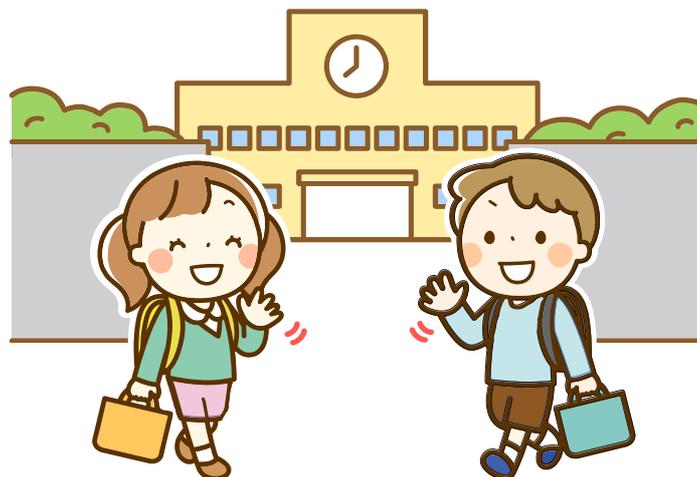
生活習慣の基本である早寝・早起き、朝食の大切さを啓発していきます。

○あいさつ運動の推進

学校園において、あいさつ運動を推進します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・子どもの基本的な生活習慣の確立に向け家庭との連携が図られているか・学校園において、生活習慣の確立に向けて、子どもの発達に応じた適切な指導を行っているか	<ul style="list-style-type: none">・あいさつ等基本的な生活習慣の定着（学校関係者）など



施策（５） 部活動のありかたを改革します

部活動は、生徒がスポーツや文化、科学などに親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感などを育むための貴重な機会であり、学校教育の一環として、子どもたちの自主的・自発的な参加により行われるもので、児童生徒の自主性・社会性・責任感・連帯感を育成する人間形成の場としての意味を有しています。

部活動の実施に当たっては、生徒が教育課程で学習したことや自らの適性、興味、関心をより深めることができるように工夫する必要があるほか、生徒が参加しやすいような実施形態を整えたり、生徒・教員の心身の健康管理に留意した適切な活動時間を設定したりするなど、その運営について大きな見直しが必要となります。

また、令和２年（2020年）に行った部活動の実態調査においては、部活動における体罰・暴言など教員、外部指導者による不適切な指導の実態も明らかになりました。

本市では、こうした中学校部活動の実態について正確に把握しながら、その教育的効果が最大限に発揮されるような環境を整えるとともに、生徒が主体となった部活動を運営し、各自で設定した目標の達成をサポートする体制を確立します。

【主な取組】

○部活動アンケートの実施

生徒がいきいきと活動することができる部活動運営を目指して、本市の部活動の実態を正確に把握するため、生徒、保護者、教員を対象に部活動アンケートを実施します。

○部活動に関する白書の作成

部活動アンケートの結果を受けて、生徒、保護者、教員の部活動に対する意識調査を行い、その調査内容を分析し、調査報告書を作成します。

○部活動ガイドラインの徹底

平成31年（2019年）4月に策定した部活動ガイドラインでは、部活動の意義、適切な運営のための体制整備等が示されています。このガイドラインに則った部活動運営を学校に促していきます。

○生徒主体の部活動運営

生徒がいきいきと活動することができる部活動のためには、生徒が主体的に活動する必要があります。そのために、生徒・保護者・教員とが対話的な関係をつくるように努めていきます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒がいきいきと部活動に取り組んでいるか ・持続可能な部活動運営に向けて地域との連携が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者、教員の部活動の満足度 など

4 命の大切さや多様性について理解し、思いやりの心を持つ子どもを育てます

近年では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。様々な体験的・実践的な活動を通して、命の大切さと人権尊重を基礎にした、豊かな人間性と社会性を育み、子どもたちの自立の精神を培うとともに、教職員の人権意識を高める取組を進めます。また、地域と連携した防災訓練の実施等により、防災や福祉の分野で特に必要な「助け合い」や「共に生きる」ことを実践できる子どもを育てます。

施策（1） 人権教育の充実・推進に努めます

人権教育では、子どもたち一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しく理解し、様々な体験活動や交流を通して、人権を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが重要です。

そのため、学校教育においては、道徳をはじめすべての教科の中で、また様々な体験活動や交流を通して、子どもたちが自分の問題として人権に気づき、考える機会を提供します。

また、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害（がい）のある人、在日外国人、性的指向・性自認の多様性等、今日的な課題についても解決に向け、未来に生きる子どもたちの確かな人権意識を培うとともに、すべての人々の人権が尊重される社会が実現されることをめざして、推進体制を確立し、計画的、総合的に人権教育を推進していきます。

【主な取組】

○人権教育推進事業

「じんけん講座Ⅰ・Ⅱ」や「じんけんワークショップ講座」を実施し、人権啓発に努めます。また、人権課題の学習会や研修会に人権教育指導員や地域人権教育活動推進員を派遣し、教職員や市民の人権意識の高揚に努めます。各中学校区の学校園・保育所の教職員が、発達段階に応じた人権・同和教育に関する事例研究を行い、実践的な連携を図ります。

○人権教育文化事業

人権文化センター等の施設を活用し、地域に根ざした学習活動や行事への参加を促し、仲間づくりを進めながら差別解消への意欲を高めます。

○人権教育総務事業

「人権教育推進委員会」を設置し、本市における人権教育、人権啓発の取組の推進に努めていきます。また、「宝塚市人権・同和教育協議会」と連携し、すべての人々の人権が尊重される社会をめざし、学校園、保育所、地域、家庭、職場など様々な場や機会において、市民の人権意識の高揚に努めます。

○人権文化創造活動支援事業

人権文化センター等の施設を活用し、体験をもとに人権課題の解決への力を養う講座を実施し、人権意識の高揚を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や様々な体験活動や交流を通じて児童生徒の人権意識を高める工夫が図られているか ・計画的、総合的に人権教育を推進しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導員の活用 ・講座の参加者数 <p style="text-align: right;">など</p>

施策（２） 子どもたち・教職員の人権意識を高めます【重点施策５】

子どもたちの「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育てるには、全ての教育活動の中で、自尊感情や他人への思いやり、自他の命の尊重、多様性の理解等、人権意識を養うことが必要です。子どもたちの人権意識を高めるためには、子どもたちは、さまざまな人権についての正しい知識を理解しなければなりません。そして、得た知識をもとに、自らの態度や行動を通して実践していくことで、人権が尊重される社会づくりにつながっていきます。

また、学校園では、子どもたちの発達段階に応じ、創意工夫した教育活動を展開するため、まずは身近な大人である教職員が、一人ひとりの子どもを大切にするという強い思いを持って教育に取り組まなければなりません。そして、常に人権について高い意識を持ち、自ら実践していくことが何よりも大切です。

将来、社会を担っていく子どもたちが、自分や他者を思いやり、命の大切さや平和の尊さをしっかりと考え、多文化・多様性を尊重するなど、人権意識の醸成を進めます。

【主な取組】

○道徳副読本の活用

平成 23 年度（2011 年度）から配布されている「兵庫版道徳教育副読本」に加え、平成 26 年度（2014 年度）から個人配布されている「私たちの道徳」を各校で道徳年間指導計画に位置付けるとともに、すべての指導項目を取り上げることができるようにします。

○赤ちゃんや幼児とのふれあい体験学習

中学生が「トライやる・ウィーク」や家庭科の授業等で幼稚園・保育所を訪問し、乳幼児とのふれあい体験を通して、命の尊さの実感や成長の喜びを感じ取ることができるようにします。

○生命の尊さ講座

中学生を対象に「性と生を考える」をテーマとした専門医等による講座を実施し、男女が互いを尊ぶ心を培うとともに、子どもたちの心身の健全育成を図ります。家庭科や道徳の授業の中で、命の尊さについて考えるように取り組みます。

○平和教育の推進

総合的な学習の時間や、社会科での歴史の学習を進めるなかで「平和の尊さ、戦争の恐ろしさ」を知り、ともに過ごす身近な人たちへ発信することで、平和な社会を築いていくことの大切さを学ぶことができるようにします。

○性的指向・性自認の多様性への理解促進

『『ありのままに自分らしく』互いに認め合える学校園所をめざして』の手引書を活用するとともに、教職員等を対象にした研修会等を実施し、授業実践につなげる取組を行います。

○多文化共生についての理解促進

人権教育全体計画・年間指導計画を作成し、道徳、国語、社会科、音楽、英語科、総合的な学習の時間、学級活動、外国語活動等において、異文化理解を図る交流学习や体験学習等を実施し、多文化共生教育・国際理解教育を推進します。

○各種教職員研修事業

人権教育や道徳教育に関する研修などの各種教職員向け研修事業を通して、教職員の人権意識を醸成します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・道徳副読本や体験教育等を通じて創意工夫した教育が行われているか・児童生徒が主体的にいじめの防止など人権を守る活動に取り組んでいるか	<ul style="list-style-type: none">・文科省・県教委作成の道徳副読本の活用・生命の尊さ講座や体験学習の実施・児童会や生徒会でのいじめ防止等の取組の実施 など



施策（３） 防災教育を充実させます

阪神・淡路大震災の発生後、災害に備えることの大切さ、助け合うことの重要性が認識されましたが、時間の経過とともに、震災を体験していない子どもたちが増え、その記憶が薄れつつあります。

1. 17追悼行事の実施などにより、災害の被害を忘れることなく、助け合いやボランティアの精神など「共生」の心や命の尊さ、人間としてのあり方、生き方を考えさせる防災教育の推進が必要です。

そのため、家庭や地域社会と連携して、学校園における防災体制の充実を図り、従来の、災害が起こってからの「対応型」の防災教育から、災害が発生する前の「備え」の防災教育を推進します。

子どもたちが自らの命を守ることをしっかりと認識し、これまでの災害から得られた教訓にもとづいて行動できる態度を養っていきます。

また、大規模災害の発生や感染症の蔓延などに備え、自助や共助による助け合いを日頃から一人ひとりが意識し、有事には命や暮らしを守ることができるよう、継続的な取組を実施します。

【主な取組】

○語りつぐ防災教育

防災教育の中で、阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、自然災害から自らの命を守る能力や共生の心を育むために、避難訓練等の実施や防災に関する副読本を活用します。

○地域と連携した防災訓練の実施

多様な学習教材を活用しながら、震災の経験と教訓を継承し、将来の災害へ備えるために、学校内での防災学習のほか、災害時要援護者への支援を含めた自治会などと学校が連携した地域ぐるみの防災訓練等の実施を充実させます。また、学校給食を通じて「災害」と自分たちの命を守る「食」を考える機会とするため、炊き出し献立やおにぎり作りの体験を通し、災害時の食についての理解を深める防災給食を実施します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域と連携して、学校園における防災体制の充実が図られているか ・「対応型」から「備え」の防災教育が推進されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した防災訓練の実施状況 ・「1. 17は忘れない」防災訓練の実施状況 など

施策（４） 福祉教育を充実させます

社会生活を送る上で、一人ひとりが他者への思いやりの心を持ち、「共に生きる」社会の実現に向けて実践することが必要です。誰もが地域社会の一員として生活し、共に支え合いながら安心して暮らすことができ、元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現を目指し、実践力のある子どもを育てることが重要となります。

そこで、道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を活用しながら、体験的な活動を中心とした福祉教育を推進するとともに、認知症の理解を深め、相手の立場に立って考えることのできる子どもを育てます。

【主な取組】

○福祉体験（手話・車いすなど）

道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、福祉施設の訪問や高齢者との交流、車椅子体験やアイマスク体験などの体験的な学習を行います。

○認知症サポーター養成講座の実施

子どもたちによる認知症への理解が一層深まるように、福祉教育の中で認知症体験等の出前授業を実施します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・子どもの福祉意識を高めるため、福祉推進授業の推進が図られているか	・福祉教育の充実度 ・福祉読本の活用度 など



5 未来を切り拓く子どもを育てます

社会環境が急速に変化する中、国際化や情報化、環境に関わる問題など、時代とともに変化する課題に対し、子どもたちが将来にわたって主体的に取り組んでいけるよう、基礎となる知識や能力を育成する必要があります。様々な教育機会を活用し、主体的・創造的に生きていく基礎的能力を育み、未来を切り拓く子どもたちを育てます。また、GIGAスクール構想による児童生徒用タブレット導入に合わせ、子どもたちの学びの基盤となる情報活用能力の育成に努めます。

施策（1） 外国語活動を積極的に展開します

国際化が進展し、異なる文化や歴史を有する様々な人々と共に生きる社会において、国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。

小学校の外国語活動においては、外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ります。

特に、英語学習指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）を活用し、「聞く・話す」を中心とした授業を展開し、子どもたちが、外国語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験したり、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しもうとしたりする意欲を高めるようにします。

【主な取組】

○研修の充実

外国語の教科化を踏まえ、小学校教員を対象に、子どもたちが外国語活動に興味を持ち、コミュニケーション能力を培う授業の創造について、研修体制の充実を図ります。

○英語学習指導助手の派遣

小学校外国語活動を進めるための補助的な役割を担う英語学習指導助手を派遣し、子どもたちの外国語活動への意欲を高めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を培う学習支援が充実しているか	・学校園へのALT派遣による児童生徒のコミュニケーション能力向上率 ・派遣生徒の体験活動等充実度 など

施策（２） 子どもたちの理数科目に対する関心と学習意欲を高めます

21世紀は「知識基盤社会」の時代と言われ、科学技術の向上は必須であり、その土台となる理数教育の充実には欠かせないものとなっています。しかし、国際的な学力調査においては、子どもたちの理数教科に対する関心の低さや、習得した理数教科を活用する能力に課題があることが指摘されています。

そのため、小学校高学年における兵庫型教科担任制を推進し、少人数指導によるきめ細やかな指導や専科教員による理数教育の実施により、その充実を図ります。

また、観察・実験を補助するサイエンスサポーターを派遣し、楽しくわかりやすい理科授業の展開も工夫していきます。

【主な取組】

○小・中学校市内理科作品展

理科の自由研究等各校で子どもたちが取り組んだ研究作品を展示し、理科への興味・関心を高めます。

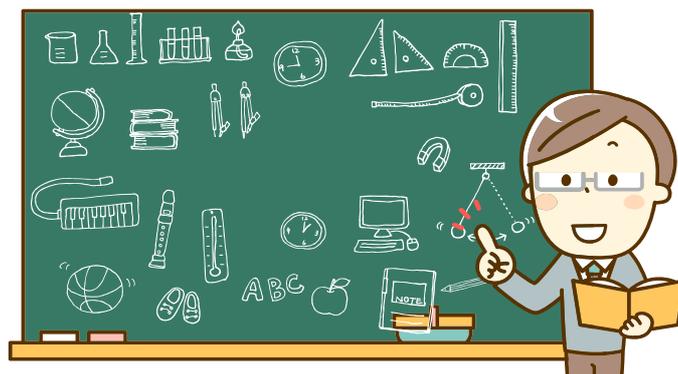
○兵庫型教科担任制の実施（再掲 [P. 21]）

○理数教育推進事業

サイエンスサポーターを派遣し、楽しくわかりやすい理科の授業を進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・少人数指導による、きめ細やかな指導が行われているか・サイエンスサポーターを効果的に活用し、小学校における理科教育の充実が図られているか	<ul style="list-style-type: none">・小学校での理数研修受講率・小学校高学年における少人数指導（理科・算数）実施校数 など



I	II
III	IV

施策（3） ICT環境を活用した教育を展開します【重点施策6】

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展は、情報化社会を急速に進め、人々の生活に利便性をもたらす一方、パソコン等を利用した悪質な犯罪が後を絶たず、子どもたちがスマートフォンやパソコン等を利用して、SNS等を介したネットいじめなどの被害者や加害者になるケースが増加しています。文部科学省が進めるGIGAスクール構想に沿った児童生徒用1人1台のタブレットパソコンが導入され、ますますインターネットが身近になることから、「情報」やそれに関わる「技術」について正しく理解し、その特性やルール、また情報セキュリティなどについて学習することが重要です。そこで、単に情報を受動的に得るだけでなく、目的を持って、自ら選択し、判断する力を身に付けるためのメディアリテラシー教育（情報を活用する能力、情報を発信する能力、情報を評価・識別する能力、情報を批判的に読み取る能力を育てる教育）を進めます。

また、パソコン等を活用した授業の実践や日頃の情報教育を実践することにより、子どもたちの「情報活用能力」を育成する一方、指導に当たる教職員にも1人1台のタブレットパソコンの活用方法についての研修や、子どもを巻き込んだ悪質なネット犯罪等に関する研修などを開催し、啓発に努めます。

【主な取組】

○GIGAスクール構想に沿った児童生徒用1人1台タブレットパソコンの活用

児童生徒用タブレットパソコンを有効活用することで、児童生徒一人ひとりに個別最適化された学びを実現します。

○教職員のための情報教育講座や著作権・セキュリティに関する研修の開催

教職員がパソコンに関する基本的な知識と技能を身に付け、コンピュータを適切に活用して指導できるよう講座を実施するとともに、スマートフォン等の弊害やネットいじめの実態に関する研修会などを開き、子どもたちをネットいじめなどのトラブルから守ります。

○学びの基盤となる情報活用能力の育成

インターネットを使った調べ学習、プレゼンテーション活動などを通して、ICTを活用するための基礎的な技術や、著作権・情報セキュリティへの理解、情報を批判的に読み取る力など、ICTを活用する上で必要な資質・能力を習得するための情報教育の充実を目指します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒用1人1台のタブレットパソコンを使って、児童生徒自身の進度に応じた学習が充実しているか ・教職員への研修等を実施し、指導能力の向上が図られているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のICT活用指導力 ・児童生徒の自己の学習進度に応じた活用ができて いるか など



タブレット端末を活用した授業



タブレット端末を活用した授業

施策（４） キャリア教育やさまざまな体験学習の機会を提供します

児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、進路を主体的に選択できる能力や態度を身に付けることができるよう、勤労観・職業観の育成に努めます。

また、社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応できるよう、地元企業等と連携し、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。そして、児童生徒が選んだ進路が、将来社会貢献につながることを実感できることが大切です。

あわせて、平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を踏まえ、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、「SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）」教育を推進します。

【主な取組】

○発達段階に応じたキャリア教育

小学校 1 年生から中学校 3 年生までの間に県の作成するキャリアノートやキャリア・パスポートを積極的に活用し、小・中学生のキャリア教育の充実に努めます。

○外部講師の「出前授業」

TAKARAっ子いきいきスクール推進事業において、地域人材を外部講師として招くなど、地域の教育力を活用し、特色ある授業やさまざまな体験活動の機会を提供します。

○SDGs 教育

SDGs について学び、児童生徒が地域や社会の課題を自ら発見しながら取り組む学習を計画、実施します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・地元企業等と連携し、発達段階に応じたキャリア教育の充実に図っているか	・キャリア教育の実施校数 ・外部講師の「出前授業」の実施回数 など



施策（５） 環境教育を充実させます

経済社会が飛躍的な発展を遂げ、生活が便利になっていく反面、環境へ過大な影響を及ぼすようになっていきます。地球環境問題が深刻化しており、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を進めるとともに、自然と共生できる環境の形成に取り組む必要があります。そのため、体験的な学習を積み上げる中で、学校園において子どもたちの自然環境を大切に思う心や自然に対する畏敬の念を育むことが必要です。

そこで、学校園においては、省資源や省エネルギーを目的とした宝塚市学校版EMS（Environmental Management System・環境マネジメントシステム）などを実施することで、子どもたちの地球環境問題への関心を高め、ゴミの減量やリサイクル、省資源、省エネルギーに対する積極的な行動を促します。

また、小学校3年生では、校区内や校区外での自然環境から学ぶ環境体験学習により、地域の方々の協力を得ながら、地域に学ぶ学習を行います。また、小学校5年生では「自然学校」を通じて、自然や命の大切さ、仲間と協力しながら命のつながりを学ぶ体験型環境教育を充実させます。

【主な取組】

○宝塚市学校版EMS

子どもたちが、環境について関心を持ち理解を深めるため、身近な体験として、学校園での省エネルギーへの取組を行います。

○小学校環境体験事業

人間形成の基盤が培われる時期に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然にふれあう体験型環境学習を行います。

○小学校環境フェスタ

各学校で行われた環境学習について研究資料の展示を行い、環境学習の充実に努めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・自然環境から学ぶ環境体験学習を充実しているか・環境学習の成果発表を行っているか	<ul style="list-style-type: none">・光熱費のうち2項目以上削減できた学校園の数・小学校における環境体験事業の年間実施回数 など

6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

ことばは学びの基本となるものであり、互いの考えや思いを伝え、わかりあう重要なツールです。より深いコミュニケーションを成り立たせるためには豊かなことばを獲得することが必要です。そのため、読書活動の推進をはじめ、学校園では各教科・領域でことばを豊かに用いる言語活動を充実し、感性豊かな子どもを育成する取組を進めるとともに、幼少期から読書に親しむことで、将来的な市民全体の読書活動の促進につなげます。

施策（1） 読書活動を推進します【重点施策7】

様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書機会の少なさなどによる、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が問題となっています。

読書体験は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や想像力を豊かにし、人間関係を築いていくうえで大切なコミュニケーション能力を向上させるために重要です。

そのため、『子どもの読書活動推進計画』を踏まえ、乳児期のブックスタート事業をはじめ、読み聞かせやブックトークの実施を通して読書の楽しさを伝えることで、読書習慣の確立に取り組みます。

学校図書館では、専任司書の配置により、選書や本の紹介、本を手に取りたくなる陳列の工夫などを充実させるとともに、幼少期から読書に親しむことで、市民全体の将来的な読書活動の促進につながる取組を進めます。

また、朝読書の普及など読書活動を推進するほか、言語活動全体の活性化に取り組みます。このほか、学校図書館を活用し、ことばに関する創作活動を発表する場を設けるなど、発展的な活動を推進し、子どもたちの想像力、思考力、表現力を培い、コミュニケーション能力や豊かな感性を育みます。

【主な取組】

○学校図書館教育推進事業

小・中学校に専任の司書を配置し、市教育委員会や学校、図書ボランティアと連携しながら、児童生徒のサポートや学校図書館の環境整備に専門的知識を生かした活動を行うことで、児童生徒の読書活動の推進を図ります。

○図書ボランティア交流会支援活動

各校における図書ボランティア活動を推進します。また、図書ボランティア交流会を開催し、各学校の図書ボランティアの活動状況や課題等の交流を行い、各校の図書館教育の推進を図ります。

○読書週間・朝の読書の推進

各校における読書週間・朝の読書の推進を図ります。

○市立図書館との連携

市立図書館と学校図書館の連携をより一層図り、市立図書館の団体貸出や図書館見学を促進します。

○学校図書館用図書の充実

新着本の紹介や図書館内の装飾など学校図書館の環境を整備し、児童生徒が読書活動に興味関心を持てるよう取り組んでいきます。

○「ことばの祭典」事業の推進

ことばに関する活動（読書、創作など）を全市的に行い、発表の場を設けることによって、言語環境を充実する取組を進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
<ul style="list-style-type: none">・子どもの読書習慣を確立するため、授業での学校図書館の活用が図られているか・読書週間又は朝の読書等の取組が推進されているか	<ul style="list-style-type: none">・児童1人当たりの年間貸出冊数（小学校）・読書週間又は朝の読書の取組状況 など



施策（２） 学校図書館を充実させます

豊かな読書体験は、感性を磨き、表現力を高め、創造力を育むとともに、様々な本を読むことは子どもの心もより豊かにします。

子どもの「読書離れ」「活字離れ」が進んでいる中、学校図書館は子どもが読書に親しめる身近な場所として子どもの読書活動を支えており、引き続き、学校図書館の機能を十分に発揮できるように、図書ボランティアの育成や司書の配置により、図書環境の整備や読み聞かせ、選書アドバイス、ブックトーク等、子どもの読書活動推進に取り組み、子どもの居場所の一つとして位置付けます。また、全校での図書環境の整備や学校図書館ネットワークを活用した学校間及び市立図書館との本の相互貸出を推進するなど市内の図書資源を最大限活用できる読書環境の充実に努めます。

【主な取組】

○学校図書館ネットワーク運用事業

現在導入している図書館ネットワークシステムを活用し、市内学校の学校図書について一元管理します。また、本システムを活用し、他校の図書についても貸出を可能とし読書活動の推進につなげます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・児童生徒が学校図書館を利用しやすい環境づくりを行っているか	・ 1校当たりの司書配置日数 ・ 小・中学校における1人当たりの年間貸出冊 など